

令和8年度 第1回 あきる野市成年後見制度利用促進協議会
議 事 要 旨

1 開催日時

令和8年6月19日（金） 午後3時00分～午後4時40分

2 開催場所

市役所5階 505会議室

3 出欠席

出欠	氏名	所属
出席	○ 秦 英準	おおだけ法律事務所
出席	◎ 渡辺 智弘	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 東京支部
出席	岡田 由季子	権利擁護センターぱあとなあ東京
欠席	植田 宏樹	秋川病院
出席	二宮 栄美	公立阿伎留医療センター
出席	簗輪 直美	五日市はつらつセンター
出席	加藤 文彦	社会福祉法人緑水会 あきる野市障がい者基幹相談支援セン ター
出席	武田 新	社会福祉法人 SHIP 障がい者相談支援センターいまここ
出席	金澤 孝雄	あきる台病院指定居宅介護支援事業所

◎:会長 ○:副会長

事務局：〔市〕 石山福祉総務課長、岡地福祉総務係長、福祉総務係佐々木
障がい者支援課障がい者相談係川上主任、久野木主事
高齢者支援課高齢者支援係原係長、堀内主任
〔中核機関〕 社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会
成年後見センターあきる野榊原センター長、貝瀬主査、石山主事
豊岡主事

傍聴者：なし

4 内容

- (1) 開会
- (2) 委嘱書交付
- (3) 挨拶
- (4) 委員自己紹介
- (5) 会長、副会長選出
- (6) 報告事項
 - ①ケース報告（非公開）
- (7) 協議事項
 - ①令和7年度「中核機関」事業報告及び評価について
 - ②令和8年度「中核機関」事業計画について
- (8) その他
- (9) 閉会

【 資 料 】

- 資料1 あきる野市成年後見制度利用促進協議会委員一覧
- 資料2 あきる野市成年後見制度利用促進協議会設置要綱
- 資料3 ケース報告（非公開）
- 資料4 令和7年度中核機関の事業報告に対する協議会評価
- 資料5 令和8年度「中核機関」事業計画について

5 議事録（発言の主な内容）

（1）開会 福祉総務課長

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

令和8年度第1回あきる野市成年後見制度利用促進協議会を開催いたします。議題に入るまで本日の進行を務めさせていただきます、福祉総務課長の石山でございます。よろしくお願いいたします。

本日、植田委員から、欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。このため、本日委員9人中8人の出席ですので、本会議は成立しております。

また、本日の協議会の開催に当たりまして、開催告知と傍聴についてのお知らせを6月12日、市のホームページに掲載しました。しかしながら、本日の開催予定時刻までに傍聴希望はございませんでしたので、本日の傍聴者はおりません。なお、同ホームページで、今回の委員会の資料、及び議事録の公開も行うことを、あわせてご報告します。

（2）委嘱書交付 健康福祉部長（市長代理）

(3) 挨拶 健康福祉部長

ただいま、ご紹介いただきました、あきる野市健康福祉部長の坂本です。

本来であれば市長が挨拶を申し上げるところでございますが、公務が重なりやむなく欠席のため、私からご挨拶をさせていただきます。

日頃から皆様それぞれの立場で、地域の権利擁護支援にご尽力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて皆様ご承知のとおり、現在認知症の方や障がいのある方が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるためには、成年後見制度の利用を促進し、ご本人の意思決定を支援していくことが不可欠でございます。そのためには、本日お集まりいただきました関係機関の皆様方に、緊密に連携をとっていただきながら、地域全体で支えるネットワークを築くことが極めて重要と考えております。

本日は、皆様の専門的な見地から活発なご意見をいただき、成年後見制度の利用促進に繋げていきたいと考えておりますので、限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(4) 委員自己紹介

(5) 会長、副会長選出

福祉総務課長

それでは、改めて会長、副会長の選出に入ります。

協議会設置要綱 7 条第 1 項で、本協議会に会長 1 人、副会長 1 人を置くこと、同条第 2 項で“役員は、委員の中から互選する”ことと規定しております。会長、副会長の選出にあたり、何かご意見はございますでしょうか。

特にご意見がなければ、事務局案を提案させていただき、ご承認をいただく形でよろしいでしょうか。

(事務局案を提案。承認を受け、会長を渡辺委員、副会長を秦委員にそれぞれ決定)

福祉総務課長

ありがとうございます。それでは渡辺委員が会長、秦委員が副会長ということで、どうぞよろしくお願いいたします。渡辺会長と秦副会長につきましては、お席の移動をお願いします。

改めまして、会長、副会長にご挨拶をいただきます。まず、渡辺会長からお願いいたします。

会長

ただいま、会長に就任しました渡辺です。会議の名前が、成年後見制度利用促進協議会とのことですが、必ずしも成年後見をどんどん使ってい

こうという話ではない。成年後見制度も一つのツール。法律、医療、福祉、それぞれの方が意見を出し合って、どうやってこの地域で、そういった対象になる方を支えていくかっていうところが1番大事だと思っています。また行政や中核機関が集まって意見交換できる機会もあまりないと思いますので、ぜひ今日は、御意見を出していただけると助かりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

副会長 副会長に就任した秦です。私と渡辺会長と岡田委員は、弁護士、司法書士、社会福祉士として、支援検討会議でいろいろ意見を言ったりすることが多いもんですから、よく顔を合わせてるんですけども、他の方々から意見を聞くのはすごく貴重だなと思ってますし、すごく勉強になるなと思っております。活発な意見交換ができたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

福祉総務課長 ありがとうございます。それでは、協議会設置要綱の第9条第2項で「会議の議長は会長をもって充てる」となっておりますので、ここからの議事進行は渡辺会長にお願いいたします。渡辺会長、どうぞよろしくお願いいたします。

6 報告事項（非公開）

（1）ケース報告

7 協議事項

（1）令和7年度「中核機関」事業報告及び評価について

会長 はじめに、協議事項の令和7年度「中核機関」事業報告及び評価について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは説明します。資料4をご覧ください。委員の皆様は令和7年度の中核機関の事業報告及び評価について事前に見ていただきました。お忙しいところ、評価票の記載等ありがとうございました。本日お配りした資料は皆さんの評価を集計したものとなっております。つきましては、ここで中核機関から改めて事業報告について説明いただき、自己評価の理由についても説明をさせていただきます。その後ご質問を受けさせていただきます、最終的に協議会としての評価を決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

中核機関 それでは『1 広報機能』についてです。講座の開催は全5回、具体的な内容については資料を御覧ください。自己評価はSとさせていただきます。

した。理由としましては、令和7年度は、一般市民市民向け講座に加えて、第2回に支援者向け講座を実施し、専門職に向けて制度の周知を行いました。また、令和6年度において、参加希望者の多かった終活に関する講座については開催場所をふれあいホールに変更して、開催したところ、55人の参加がありました。西多摩地区の社協では、年1〜2回、市民向けの講座を開催していますが、当市においては5回制度の啓発や権利擁護関連講座を行うことができました。周知啓発活動においても市広報、社協広報紙だけではなく、ホームページやフェイスブックの掲載も行いました。

事務局 それでは委員の皆様から頂いた意見について、一部御紹介をさせていただきます。市民ニーズに合わせた講座の開催内容であった点ですとか、市民向けに限らず、支援者等に向けた講座が開催をされていた点、この辺りを委員の皆様評価を頂いております。講座が充実したことで、より多くの市民の方に参加を頂き、また、中核機関においてもより大きなキャパシティーのある会場に変更して受入れ体制をとられたという点を御評価頂いたかと思えます。そのほか講座については、障害分野特有の課題をテーマにした講座の開催であったり、オンライン配信を併用してはいかがかという御意見を頂いております。委員の皆様からはSの評価を8票頂いておりますので、協議会評価案としてはSということでお示ししております。事務局からの説明は以上です。

会長 事務局からの説明が終わりました。何かご意見のある方はいますか。特になければ、こちら事前の委員評価でも満場一致でSとなっているのでS評価とします。

中核機関 それでは『2相談機能』についてです。成年後見制度に関する相談対応に関しましては相談延べ人数256人、実人数91人です。その他は資料を御覧ください。司法書士による成年後見制度専門相談会の実施は、全6回、相談件数は13件でした。弁護士による福祉法律相談会の実施に関しましては全6回、相談件数15件でした。自己評価はAとしています。自己評価の理由としまして、成年後見制度に関する実人数は91人と、昨年度と比較して減少しているものの、延べ人数が256人と横ばいでした。一方対応件数については前年度より21件ほど増加しています。親族からの相談が多く、成年後見制度の概要や申立て書類の書き方等の相談が多いです。地域包括支援センターやケアマネジャーなどの高齢福祉分野の支援者、高齢者や障害者施設、病院の相談員からの相談も徐々に増えてきています。成年後見制度専門相談会や福祉法律相談会においても合計28ケー

スの相談が入り、成年後見制度や法律的な課題に関する相談を受けることができました。成年後見制度に関する相談については地域福祉権利擁護事業からの移行ケースについて2件対応を行いました。

事務局 委員の皆様から頂いた御意見、御評価についてです。地域包括支援センターやケアマネジャー等に限らず、支援関係機関からの相談が増えており、関係機関との連携がスムーズに行われているという御意見を頂いております。また、成年後見制度は難しいイメージがあるものの、こういった相談会を開催していくことで、より身近なものになるんじゃないかという評価をいただいております。また専門相談後にですね、どのような支援状況につながったのか、また苦情の内容などを分析すると、今後どのような方向性で取り組んでいくべきかという方向が見えてくるのではないかと思います。御意見も頂いております。また件数が増加したことに対してですね、今後相談員が不足していく可能性があるのではないかと思います、担い手不足などの御心配を頂く声も御意見として頂いております。各委員の評価はですね、Sが3票、Aが5票ということで最も票数が多かったAを協議会評価の案としてお示しをさせていただいております。事務局からの説明は以上です。

会長 事務局からの説明が終わりました。何かご意見のある方はいますか。

委員 この相談対応の事業は、本来は成年後見制度のみではなく、権利擁護がどのように進んでいるか、その本人や関係者の課題を拾い上げる相談というもの。この報告ではそのあたりが見えにくいので、今後報告の方法、相談の受け方、件数の把握なども含めて意識してほしい。

中核機関 確かにこの報告様式だと成年後見制度のみに触れているように見える。様式などは事務局とも協議していきたい。相談対応を行う際には権利擁護の視点を持つように意識していきたい。

委員 弁護士相談の担当をしている。相談内容は成年後見制度のことを知りたいなどもあるが、ケアマネが同行して借金問題に苦しんでいるようだ、というものもある。実態としては成年後見制度のみの相談対応というわけではない。相談者のその後については、助言したあとどうなっているか気になるケースは確かにある。相談者全員のその後を調査するのは困難だが、その後の確認はサポートの1つだと思う。

会長 司法書士の相談は自分が担当している。弁護士相談の実態同様に、成年後

見制度のみで行っているわけではない。相談者のその後について意見があったが、その点中核機関としてはどうか。

中核機関 現状、相談については報告書を作成し内部で終結している。意識してやらないと相談も受けっぱなしになってしまう。相談会にきて特に心配な方は後追いを出来るように考えていきたい。

会長 その他意見がなければ協議会評価について、事務局案の通り A とする。

中核機関 それでは『3 成年後見制度利用促進機能』についてです。支援検討会議の実施状況は資料の通りです。法人後見については、相談件数は 53 件となっておりまして受任件数は 2 件です。法人後見事業実施にあたり、受任ケースに関する検討を全 3 回行いました。地域福祉権利擁護事業等関連制度との連携としましては、成年後見制度への移行は 2 件です。地域福祉権利擁護事業の対象拡大は相談及び対応件数が 17 件、契約件数 2 件、新規が 1 件、終了が 2 件となっております。自己評価は S としております。自己評価の理由としましては、令和 7 年度より開始した法人後見事業において、地域福祉権利擁護事業から移行したケースを 2 件受任したこと、また受任ケースの検討や支援の在り方について協議する法人後見運営委員会を設置し、計 3 回開催するなど、令和 6 年度までに作成した実施要綱や運営委員会の設置要綱等をもとに、定期的に状況の方法、報告を行い助言を置いた上で、実務へとつなげました。今後も成年後見制度移行する利用者の増加が見込まれるため、担当者や関係者と、より連携しながら対応していきたいと思っています。

事務局 委員の皆様からの意見、評価についてです。法人後見事業を予定どおり開始できた点、また、年 6 回の支援検討会議を安定的に開催をし、適切な支援方針を決定できた点について御評価を頂いております。また、ケース検討を行う機会や、移行がスムーズに行われている点、そして、権利擁護の体制が整ってきているという点についても御評価を頂いているかと思えます。一方で、ケースの検討の件数、また臨時の開催が増えてきた際に、回数については検討してもいいんじゃないかという御意見ですとか、また先ほどもあったように、ケースが増えてくる、またモニタリングの必要性が出てきた際に、今の人員体制で対応できるかということについての御意見、また法人後見については、相談件数等 53 件に対して、受任件数が 2 件であったということで、受任しなかった相談件数についてはその後どういった対応されたのか。御意見を頂いております。各委員の評価については S が 7 票、A が 1 票ということで、協議会の評価案は S とさせていただいてお

ります。事務局からの説明は以上です。

会長 事務局からの説明が終わりました。何かご意見のある方はいますか。

委員 親族後見人になった方への支援はどうか。法人後見の相談が 53 件というのは、多いなという印象だが、実際の相談はどのようなものか、地域福祉権利擁護事業の対象拡大について相談及び対応件数の内訳を教えてください。

中核機関 親族後見人への支援は毎年度課題に感じている。既に親族後見人になっている方への支援はなかなか出来ていないのが現状。どのように開拓していくのか考えていかなければならない。正直進んでいない。法人後見の 53 件という数字は延べ件数。実人数は出していない。地域福祉権利擁護事業の対象拡大の対応件数の延べ 17 件も実質現在は終了になっている。

委員 親族後見人候補者の支援をしているのであれば、親族後見人となったあとも引き続き様子の確認を継続すれば、順調に数は増えていくのではないか。中核機関も職員体制が替わるため、誰が対応しても追いかけていける体制が考えられると良いのではないか。

会長 親族後見人への支援は把握が難しいのか、支援そのものが難しいのか。

中核機関 どちらも難しさを感じている。親族後見人へ何かアプローチをするとかはまだ検討段階。

会長 中核機関としてどこに課題を感じているのか分かれば、対策も考えられる。例えば親族後見人の方が集まる機会を作り、三士会を呼んでディスカッションをするなども考えられるのではないかと思う。協議会評価に関してその他意見なければ S とする。

中核機関 それでは『4 後見人等支援機能』です。後見人等のサポートとして、後見人から被後見人等の支援について相談があった際、市内の社会資源やサービス等の情報提供を行い、専門的な助言が必要な場面は、支援検討会議に出席してもらい助言を行いました。定期的な関わりが必要なケースについては毎月、被後見人等についてメールや電話等で報告を受けるとともに、重要な内容の際には同席し、本人や後見人と話し合う場を設けました。親族後見人のサポートとしましては、初回報告、定期報告の書き方の助言、家庭裁判所との連絡方法、地域の社会資源の情報提供等を行いました。自己評価は A としています。理由としましては、後見人等へのサポートにつ

いては必要時に後見人等から連絡を頂くことも多いですが、定期的に関わっているケースもあり、中核機関として選任後も関われることを都度周知しています。

事務局 委員の皆様から頂いた意見、評価についてです。後見人を孤立させないサポート体制が構築されてきているという御評価、また地域としての仕組みづくりがしっかりとなされているという評価を頂いております。一方で、後見人同士でのつながり、ネットワークをつくるというような仕組みづくりや、後見人に対する、モニタリングをどのように機能していくのか、仕組みを整えていくというようなところも必要ではないかという御意見を頂いております。また、後見人の成り手になった方が、相談できるような窓口について、より周知、周知をして広げていくことについても御意見を頂いております。各委員の評価については、Sが2票、Aが5票、Bが1票ということで、最も多かったAを協議会評価の案とさせていただいております。事務局からは以上です。

会長 事務局からの説明が終わりました。何かご意見のある方はいますか。

委員 法改正が行われると中核機能は役割を求められてくる。モニタリングは必須となると思われるが、今の体制で可能か。仕組みとして整える準備をする段階かなと思う。

事務局 情報収集して来年度どのように出来るか考え始めている。三士会のみなさまには都度相談をしていきたい。

会長 その他なければ協議会評価に関して、提案のとおりAとする。

中核機関 それでは『5 あきる野市成年後見制度利用促進協議会の事務局機能』についてです。成年後見制度の利用促進に関し、中核機関として、市と連携しながら事務局機能を担い、利用促進協議会に年2回参加しました。自己評価はAとしています。理由としましては、中核機関として、市と連携を図り、利用促進協議会の事務局として参加し、成年後見制度利用促進に向けて、事業の評価や権利擁護に関する事例検討を行ったこととしております。

事務局 委員の意見、評価についてです。中核機関と市で適切な連携を図り、成年後見制度の利用促進に向けた、協働が図られてるという評価、また、一方で、法律、医療、福祉などの多分野で横断的な地域づくりについて、意見交換、質疑などをより活発に行ったほうがいいのではないかという御意見

などを頂いております。Sが0票、Aが7票、Bが1票だったため、協議会評価案はAとさせていただきます。以上です。

会長 事務局からの説明が終わりました。特に意見がなければ、協議会評価は案の通りAとする。

中核機関 それでは『6 オンラインを活用した体制整備』です。相談支援体制の充実を図るため、Zoomを利用したオンライン体制を整備し、後見人を交えた関係者会議を2回オンラインで開催しました。また、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度に関わるオンライン研修にて活用しました。自己評価はAとしています。引き続き、状況に応じてオンラインを活用していきたいと思います。

事務局 委員の皆様の意見、評価については、オンラインの体制整備に取り組んだ点、また、実際に関係者会議を開催した点について評価を頂いております。また次年度以降もオンラインの活用についてより推進していく方向性で取り組んで頂きたいという意見を頂いております。Sが1票、Aが7票ということで、協議会評価案はAとさせていただきます。事務局からは以上です。

会長 事務局からの説明が終わりました。特に意見がなければ、協議会評価は案の通りAとする。その他に、ご発言のある方はいらっしゃいますか。特にないようでしたら、(1) 令和7年度「中核機関」事業報告及び評価については以上となります。(以下、表のとおり)

	S	A	B	C	協議会評価
1 広報機能	8	—	—	—	S
2 相談機能	3	5	—	—	A
3 成年後見制度利用促進機能	7	1	—	—	S
4 後見人等支援機能	—	7	1	—	A
5 あきる野市成年後見制度利用促進協議会の事務局機能	—	7	1	—	A
6 オンラインを活用した体制整備	1	7	—	—	A

(2) 令和8年度「中核機関」事業計画について

会長 それでは、令和8年度「中核機関」事業計画について、事務局より説明をお願い

いたします。

中核機関

それでは資料5をご覧ください。認知症や障がい等により判断能力が低下した方が、住みなれた地域で安心して生活できるよう成年後見センターあきる野を設置し、権利擁護支援を図る。また、中核機関として、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能等の各機能をさらに充実させ、成年後見制度のさらなる利用促進を図っていきたいと思っております。

まず『1 広報機能』です。

(1) 講座の開催、年4回の講座の予定をしており、終活をテーマに連続性を持った内容としております。

(2) 既存のパンフレットを見直し作成します。引き続き、パンフレットの配布や広報紙、ホームページやフェイスブックを利用した周知活動を行います。

次に『2 相談機能』です。

(1) 成年後見制度に関する相談対応は記載の通りです。

(2)、(3) は、各種専門相談会をそれぞれ年6回を実施します。

『3 成年後見制度利用促進機能』です。

(1) 受任調整（マッチング）支援として、支援検討会議を年6回開催予定です。また、親族申立てや親族後見人の候補者の支援も実施していくこととしております。

(2) 地域連携ネットワークの構築として、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制を整備、地域包括支援センターや障がい者相談支援センター、医療機関や行政機関等と連携し速やかに必要な支援に結びつけられるよう体制を整備する。また体制整備のため、地域の関係機関や、専門職等と情報交換を行うとしています。本人を支援者や後見人とともに支える「チーム」による対応、本人の状況に応じ、親族や福祉・医療・地域の関係者がチームとして関わる体制づくりを構築し、必要に応じて支援者会議を呼びかけるなどの対応を行う。

(3) 地域福祉権利擁護事業等関連制度との連携としては、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度へのスムーズな移行、地域福祉権利擁護事業の対象拡大、市長申立ての担当課との連携を行っていきます。

(4) 市民後見人養成に向けての準備として、市民後見人養成について近隣の市町村の動向等の情報収集を行う、今後の実施に向けスケジュールや事業内容の検討を行います。またその内容を市へ報告し、実施に向け意見交換等を行います。また、西多摩地域広域行政圏協議会の主催の市民後見人の講演会が6月30日に開催されますのでそちらに参加予定です。また、市民後見人養成推進事業に関する関係者会議も、7月14日にありますのでそちらにも

参加する予定です。

『4 後見人支援機能』です。

(1) 後見人のサポートでは、後見人等や被後見人の希望や状況に応じて、定期的な情報共有を図るとともに、支援会議の参加や相談に対応し、必要に応じて同行訪問を行います。

(2) 親族後見人のサポートでは、親族後見人の相談に対応するとともに、必要に応じて親族後見人の連絡会の開催や、選任後のアンケートを実施し、親族後見人のニーズの把握に努めていきます。

『5 あきる野市成年後見制度利用促進協議会の事務局機能』においては、中核機関として、市と連携を図りながら市が設置したあきる野市成年後見制度利用促進協議会の事務局として出席する。

『6 オンラインを活用した相談支援体制の整備』は中核機関の相談支援体制の充実を図るため、ウェブ会議ツール等を利用したオンラインの活用を推進することとしております。

続いては、令和8年度法人後見事業事業計画の説明をいたします。令和7年4月より法人後見事業を開始し、認知症や障がい等により判断能力の低下した方の生活や権利を守るため、本会が法人として成年後見人等を受任し、成年被後見人等の支援を行います。

『1 法人後見業務の実施』として (1) 法人後見受任に関する相談対応をアからエのとおり行います。

『2 法人後見運営委員会』は記載の通り実施予定です。

『3 広報』として、(1) 法人後見事業の周知では説明用のチラシを作成し窓口に設置する。また、関係者等から要望があった際に、法人後見事業の説明を行う。(2) 既存のパンフレットを見直し、法人後見事業についても掲載し作成するとしています。

『4 地域福祉権利擁護事業や関係機関との連携』については (1) 地域福祉権利擁護事業との連携、(2) 成年被後見人等支援者とともに支えるチームの体制の構築を行うこととしています。説明は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。御質問や、御意見、要望などがあればお願いいたします。

委員 3 成年後見制度利用促進機能の中で (2) 地域連携ネットワークの構築で、各種関係機関等と連携し体制を整備するとあるが、具体的にどのように結びついていくのか。また、モニタリング的な文言が入っていないが、必要に応じてということの良いのか。

中核機関 関係機関から相談を受けたときに、詳細を話していく中で成年後見制度では

なく、保証人が必要という場合もある。本来必要な支援に結びつくような意見交換含めて連携を深めていきたい。モニタリング的な文言は令和9年度に入れたい。積極的なのか必要に応じてなのか文言的な部分はこれから考えていきたい。

(3) 各関係機関における現状及び課題について

事務局 本日は各専門機関の方々が委員として御参加を頂いておりますので、皆様の所属機関において、成年後見制度の支援の状況ですとか、権利擁護の取組などについて、日頃皆様が感じている課題などをこの場で共有できればと思っています。事務局からは以上です。

委員 重度の障がいを抱えており、ご家族も高齢化が進んでいるような家庭で、今後の金銭管理等どうするのかなと心配になるケースはある。成年後見制度を提案するがまだ大丈夫ですと、いつてなかなか進捗せず、急に誰かが体調を崩し、支援が急遽必要になる場合もある。そういった高齢化によって体制が変化する世帯など、そういったところを関係機関のほうで共有しながら、何かあったとき、どこが何の役割をするのかという体制整備が事前に整っていると良いと感じた。

委員 法律的な判断が分からなくなるときがある。例えば経済的に搾取されていた人がいて、取り返すためにどうしたらよいか等分からないので、専門家に相談したいと思うことがある。15分の法律相談なども活用するが、他にもそういった場がないかと思う。中核機関で行っている、専門家相談に自分も参加して良ければ参加してみたいと思う。

委員 ケアプラン作成等に関わらせていただいている方の中で、単身独居という方がいるが、お金の使い方で、自分自身が自分の意思でこれまでされてきたことが、いざ少し判断能力が落ちてくると、適切ではない使い方なのではないかということがあり、今もまさに中核機関に動いていただいている。適切ではないというのも、どこからが適切ではないのか、誰がそれを入っているのか、どう決めていけば良いのかがすごく難しいなと思う。また、窓口で御相談を受けている中で、これはもう包括だけではお手上げだということも当然あるのでそういったときには、弁護士の先生にもお世話になっている。市の無料の法律相談会とかも、御案内することもあるが、できるだけ自分たちでもある程度整理できればなと思っています。

委員 医療機関の立場として、高齢の方や、今までは何とかやってきた人たちが、

何らかの疾患になり急遽入院になり、課題が公になってくるという場面がある。様々な課題を迅速に解決していかなければならない中で、病院の相談員の視点だけで判断するのが難しい。そういった場合には中核機関等の関係機関と連携しながら、糸口を見つけていきたい。委員のみなさまにも色々と相談にのっていただければと思う。

委員 他の委員の話を聞いていて感じたのは、もし可能であれば、支援検討会議に来ていただいて、困っているケースの相談などが出来れば良いのではないかと思った。様々な専門職が色んな視点で相談し合えるのが強みだと思う。権利擁護というところで今後の課題を整理する場としても、活用できれば良いのではないかと思う。医療機関に所属する委員もいるので、一つお願いしたいと思うのは、やはり病院の中の委員会活動などの活性化などもぜひお願いできたらいいなというふうに思った。

会長 今意見のあったように支援検討会議にオブザーバー参加も可能か。

中核機関 問題ない。しかし現状、支援検討件数が多く、会議時間も長くなっている状況なので、今後現状の2ヶ月に1回の開催ペースは難しさが出てくるかもしれない。しかし、今意見のあったように、支援検討会議の中で、後見人をつけるか否かという協議だけでなく、どのように権利擁護出来るのかという部分を多視点で協議出来ると良いと思う。

8 その他

会長 次に8のその他に移ります。こちらは何かありますか。

事務局 事務局のほうから御報告させていただきます。本日は長時間にわたり貴重な御意見ありがとうございました。今回頂いた内容、御意見については、中核機関と協議して、今後の事業に生かしていきたいと思っております。また今回の協議会の議事要旨については、事務局で作成後メールにて皆様に御確認を頂き、その後、市のホームページにて、公開するという流れで進めてまいりたいと思いますので、御承知おきください。また今回の会議の報酬につきましては7月に指定いただいた口座への振り込みを予定しておりますのであわせてよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

会長 最後全体で何かご発言やご質問のある方はいらっしゃいますか。特にないようでしたら、以上で議事の方を終わりとさせていただきます。司会へお返しいたします。

9 閉 会

福祉総務課長 皆様長時間にわたり大変お疲れ様でございました。渡辺会長におかれましては、スムーズな議事進行を本当にありがとうございました。それでは最後に秦副会長より閉会のご挨拶をお願いいたします。

副会長 皆さん長時間お疲れさまでした。一昨日、民法改正の可決がされて、実際に新しい後見制度が始まるのは、令和 10 年度末ぐらいじゃないかというふうに報道で言われてます。後見人の権限は縮小傾向という中で、もっと地域の自治体等々が本人を支えるという制度設計になってくることが想定されています。そういった中では地域の専門職等々の連携というのは益々重要性を増すと思いますので、今後とも皆さん力を合わせて頑張りましょうということで、御挨拶にかえさせていただきます。

福祉総務課長 以上をもちまして、第 1 回あきる野市成年後見制度利用促進協議会を終了いたします。皆様ありがとうございました。